

テーマ：強い農業②

サブテーマ：輸出振興

平成28年11月12日

農林水産省

農林水産物・食品の輸出促進の取組の強化

国内の食市場が縮小する中、アジアを中心に成長する海外の食市場への輸出は、農林水産物・食品の販路拡大につながる重要な手段。海外のニーズに合った高品質な日本産品を多く輸出できるようになれば、農林漁業者等の所得の向上が期待。また、農林漁業の閉塞感を打開し地方創生にもつながる。このため、農林漁業者や食品関連事業者等の意欲的な輸出に関する取組を側面から支援するとともに、民間では対応のできない諸外国・地域の規制等への対応については政府が主体となって輸出環境整備を行う。【政策目標：平成31年に輸出額を1兆円とする（平成28年8月に目標を1年前倒し）】

輸出に取り組む事業者向け対策事業（農林水産省） 平成27年度【841百万円】

○事業実施主体：民間団体等

産地間連携の促進やジャパン・ブランドの確立による販路開拓など
品目別輸出団体等の取組を推進

（産地がバラバラに輸出促進に取り組み、特定の国や時期に輸出が集中する、ブランド力の訴求に至っていないなどの課題 → 平成27年度よりオールジャパンで輸出に取り組む「品目別輸出団体」を設立し、その取組を支援）

（例）

- ・業界全体に裨益するジャパン・ブランド確立の取組（輸出先国におけるPR（セミナーやスーパーの店頭での開催による日本産品の特徴や料理方法等に関する情報提供など）等）＝定額補助
- ・個別事業者の販売促進活動等の取組（海外見本市への出展や商談会への参加等）＝1/2補助
- ・個別事業者がビジネスとして行う輸出行為そのものの取組＝補助対象外

輸出総合サポートプロジェクト（JETRO） 平成27年度【1,381百万円】

○事業実施主体：JETRO

農林漁業者と海外バイヤー等とのマッチングや専門家による
アドバイスなど輸出に取り組む事業者等に対する品目横断的な
サポート体制の強化

（輸出に関する知識、ノウハウ、人的ネットワークを有する企業が少ない状況→平成25年度より、海外ネットワーク、専門的知見などを有するJETROの特定補助として実施）

（例）

- ・海外見本市におけるジャパンパビリオンの設営
- ・国内外での商談会の開催
- ・マーケティング拠点の設置（→平成28年度より民間公募に切り替え）
- ・輸出に関する知見を有する専門家が農林漁業者等に対し、課題等へのアドバイスを実施
- ・事業者等からの輸出相談への対応

輸出環境整備推進委託事業（農林水産省） 平成27年度【67百万円】

諸外国・地域における日本産農林水産物・食品に対する輸入規制のうち、政府間交渉により解決していくために必要となる情報、科学的データの収集・分析など政府が主体となった輸出環境整備

（例）

- ・農産物中の放射性物質計測業務、中国における食品安全法の改正に関する情報収集・分析委託調査業務 等

農林水産業の輸出力強化戦略(※)について

※ 平成28年5月19日の農林水産業・地域の活力創造本部にて取りまとめ

これまでの輸出に関する主な取組

- FBI戦略の発表(農林水産省)[H25.4]
 - ・以下の取組を一体的に推進。
 - 世界料理界で日本食材の活用(Made FROM Japan)
 - 日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)
 - 日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)
- FBI戦略の具体化に向けた農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の策定(農林水産省)[H25.8]
- 国別、品目別輸出戦略を速やかに実行するための輸出戦略実行委員会(※)の設置[H26.6]
 - ※「輸出戦略実行委員会」は、オールジャパンの輸出促進の司令塔として、関係府省及び事業者団体等により構成された委員会
- グローバル・フードバリューチェーン戦略の策定(農林水産省)[H26.6]
 - ・産地の「こだわり」を消費者につなげるため、コールドチェーン、流通販売網など輸出環境整備等を推進

輸出を取り巻く情勢の変化

- 農林水産物・食品の輸出額は3年連続で最高額を更新し、平成27年は7,451億円
- 平成28年2月、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が署名
- 海外からの訪日客(インバウンド)の増加が加速し、平成27年は年間1,974万人と過去最高
- 平成25年10月の「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした日本食、日本食文化への関心の高まり
- 放射性物質に係る諸外国・地域の輸入規制に対する緩和、撤廃については、一定の進捗はみられるが、台湾、中国など主要な輸出先国・地域は依然として継続
- 展示会などのイベントがバラバラに実施され、効果が限定的

今が日本の農林水産物・食品を世界に売り込む大きなチャンス

○実践的な輸出戦略を策定し、政府・民間が一丸となって輸出に取り組む

ワーキンググループ等での議論を踏まえた検討課題への対応方向

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す(ニーズの把握・需要の掘り起し)

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
 - ・情報をJETROに一元的に集約・提供
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
 - ・輸出戦略の「参謀」として「企画戦略会議」を輸出戦略実行委員会の下に設置
 - ・「国・地域別イベントカレンダー」を作成
 - ・海外の消費者等に対して日本産品の品質や特色を担保する制度の創設を検討
- 多様な方法でプロモーションを行う
 - ・トップセールスや大型イベントの機会の活用
 - ・著名シェフ等の「インフルエンサー」の活用
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
 - ・日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設設置・運営を支援
- インバウンドを輸出に結び付ける
 - ・外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ(販路開拓、供給面の対応)

- 輸出についての相談をしやすくする
 - ・JETROと農林水産省の相談体制の強化
 - ・JETRO専門家(輸出プロモーター等)や6次産業化プランナーによる支援
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
 - ・海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
 - ・海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
 - ・ネットを用いた宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進
- 代金決済の不安を取り除く
 - ・低保険料率の農林水産業関係法人向け貿易保険の新設
 - ・各種輸出手続き等を代行・支援する体制を整備
- 海外ニーズにマッチして、生産する
 - ・ジャパンブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合して、生産する
 - ・輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入の推進

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる(輸出環境の整備)

- 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
 - ・NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の範囲の拡大
 - ・規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置
 - ・海外での日本の既存添加物の使用が認められるよう、海外当局への申請に必要な安全性試験等を実施
- 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
 - ・GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本産の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築
 - ・地理的表示(GI)について、諸外国と相互に保護できる制度を整備するとともに、GIマークの海外商標登録を推進
 - ・ハラル認証に関する情報収集、ハラルセミナーの集中的な実施

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る(物流)

- 安く運ぶ
 - ・共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
 - ・就航ニーズの高い国内空港の発着便数の拡大と空港着陸料減免措置の継続
 - ・生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- より多く、品質を守って、運ぶ
 - ・成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
 - ・日本企業による海外コールドチェーン事業の参入に対する支援
- 中小事業者が売りやすくする
 - ・卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放し、海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるような規制を緩和
 - ・ジャパンモールの設置・運営の支援

5. 戦略を確実に実行する(推進体制)

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
 - ・輸出戦略実行委員会において、毎年度、PDCAサイクルにより、輸出戦略に基づく実行状況等の検証、必要な見直しを実施
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
 - ・在外公館、JETROの海外事務所、輸出業者等が現地の情報・課題を共有し、協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定
- ・毎年度、「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」に基づく実行状況等を検証し、戦略を深化

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定
- ・毎年度、「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」に基づく実行状況等を検証し、必要な見直しを実施

平成三十一年の輸出額1兆円目標の達成

<HACCPの普及推進>

- HACCPは、製造工程における危害要因を洗い出し、分析し、安全上重要なポイントを管理、記録する安全管理のシステム。
- 食品業界全体で取り組み、食品安全リスクを下げることは、消費者全体の利益であるため、国が普及を推進。人材育成への投資をしにくい層を重点的に支援。

背景

HACCPは、プロセスを管理することで、

- ① 被害を未然に防止でき、
- ② 記録を残すことで事故があった場合も原因を特定しやすくする。

食品の安全性向上のため、国際機関（コーデックス委員会）が採用を推奨しており、世界で導入が進み、各国の規制にも取り入れられつつある。

HACCP導入の障害

- ・ 中小事業者が多く、関連の投資が難しい
- ・ HACCPの正しい知識・ノウハウが普及していない
- ・ 経営者における認識の不足（必要性・メリットに気づかない）
- ・ 消費者の理解

※ 統計調査、有識者指摘より

◎ 以下の二本柱でHACCPの導入を促進

HACCP支援法

<金融支援> HACCP導入に必要な施設・体制整備に対し、長期低利融資。

食品の品質管理体制強化対策事業

- ・ HACCP導入を担う人材の育成
基礎研修
事業者内の責任者の養成研修
取引先等を指導する者の養成研修
- ・ 輸出への対応研修
- ・ 経営層への研修、講演
- ・ 消費者向け研修、工場見学

本年6月の行政事業レビュー公開プロセスで、事業内容の一部改善との指摘を受け、中間アウトカム設定など事業の見直しを行う予定

食品安全管理の標準化・認証

<食品安全管理の規格と認証の仕組みの構築>

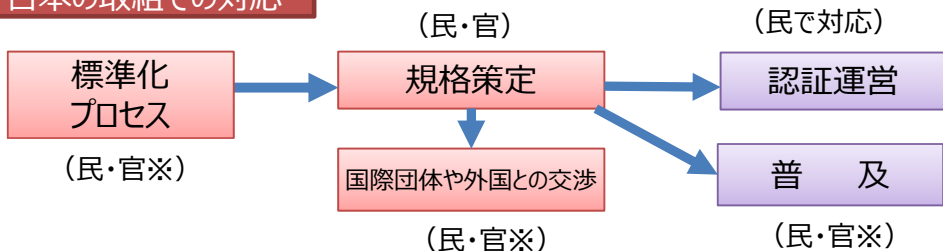
- 食品安全管理は、他者による認証で実施が確認できる。→食のグローバル化を背景に、国際的に、規格・認証の仕組みが作られ、ルール化。
- 一方、「標準化」は、社会的コストの低減につながり、社会全体に役立つソフトのインフラ（公共財）。多数・多様な関係者の調整が必要であり、公的関与が求められている。食品安全は公益であり、国際団体のGFSIも政府との協働が必要と主張。
- 国際的には、GFSI等でルールが形成。自国の規格がないと、他国の仕組みに依存することとなり、自国の良さのアピールができず、不利。このため、日本事業者を活用しやすい日本発の規格と認証の仕組みの構築を官民で推進中。
- 標準化は行政の業務であるが、できるところは民間の力で推進。立ち上げ時の普及、標準の調整プロセス、国際交渉関係に限定して、一部を予算措置（多くは民間資金で賄う）。将来は国からの資金なしに自走化する計画。

規格・認証が乱立すると、社会的コストが増大。

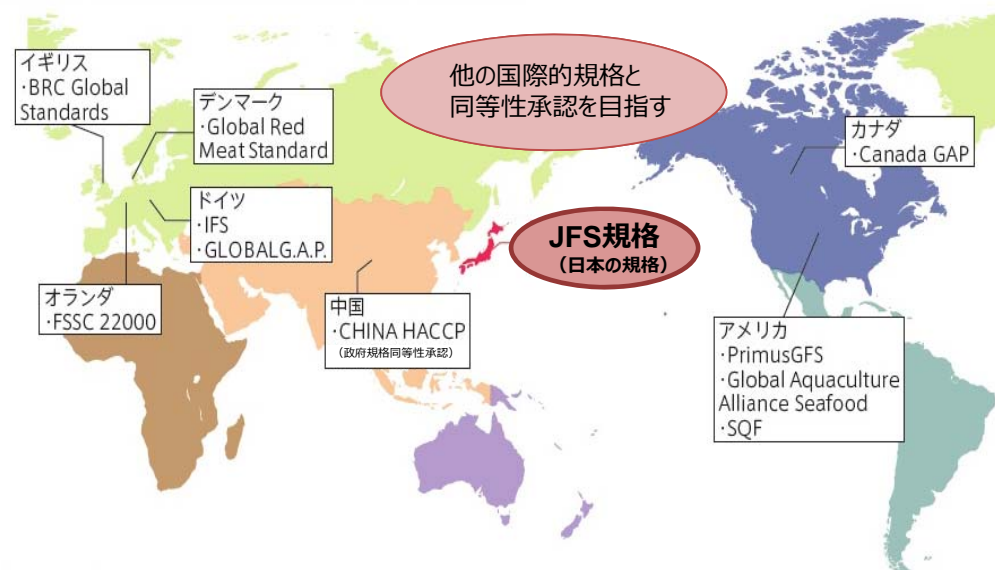
GFSI 承認規格での政府関与

- FSSC22000**：政府の関与があるDutch HACCPから派生、独立。
- SQF**：元々は豪州西オーストラリア州農業省の規格。
- CANADAGAP**：政府の支援を得て全国組織として設立、GFSI承認においても政府が関与。
- GAA**：政府と連携して規格を開発・管理。
- China HACCP**：中国当局が規格を策定するとともに、認証スキームの運営も行っている。

日本の取組での対応



※の一部を「日本発食品安全管理規格策定推進事業」（予算：H28年度90百万円）で対応



出所：三菱総合研究所

強い農業づくり交付金

平成27年度予算概算決定額:23,085(23,385)百万円

国内産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設整備等を支援。

- ・補助対象 共同利用施設整備、卸売市場施設整備
- ・交付率 都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
- ・事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

・事業の流れ:



支援メニュー

- 1 産地の収益力の強化とリスクの軽減
 - ・各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設の整備を支援
 - ・産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設の再編等を支援
 - ・気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設(被害防止施設等)の整備を支援
- 2 安全で効率的な流通システムの確立
 - ・安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

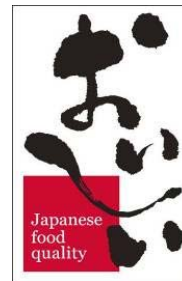
- ① 農畜産物輸出に向けた体制整備【20億円】
輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備
- ② 「強み」のある産地形成に向けた体制整備【20億円】
産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備
- ③ 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】
コスト低減に向けた乾燥調製施設、産地食肉センター等の再編

(参考資料)

一輸出振興のうち

- 輸出総合サポートプロジェクト
- 輸出に取り組む事業者向け対策事業
- 輸出環境整備推進委託事業

平成28年11月12日



農林水産省

食料産業局輸出促進課

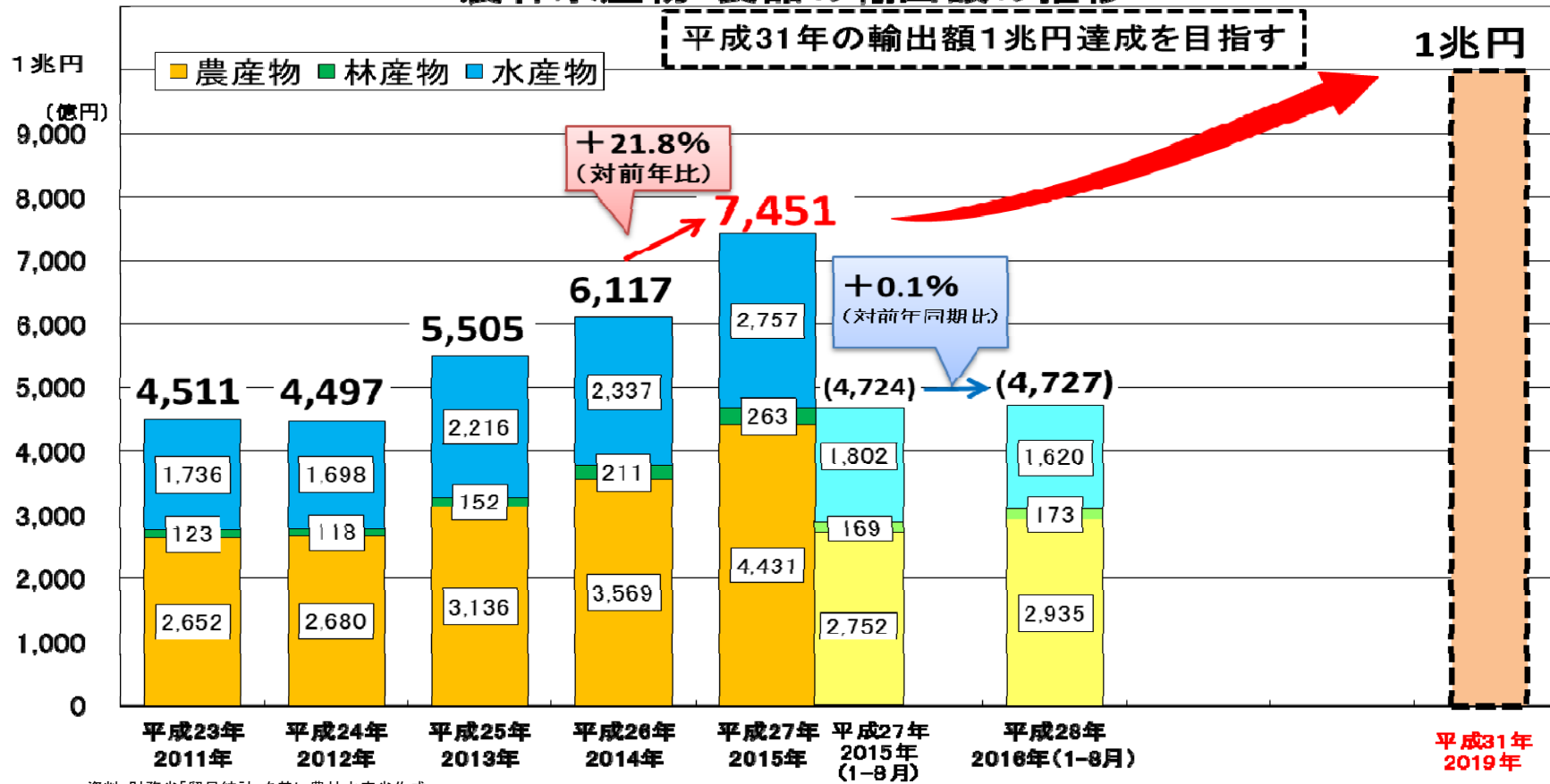


農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から3年連続で過去最高を更新し、平成27年輸出実績は7,451億円。
- 平成28年1-8月の輸出実績は、4,727億円で対前年同期比0.1%の増加。
- 平成32年の輸出額1兆円目標について、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月閣議決定)において、平成31年に1年前倒し。

農林水産物・食品の輸出額の推移



資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成



輸出促進の推進体制(輸出戦略実行委員会)

「農林水産業の輸出力強化戦略」の着実な実施に向け、関係府省庁、輸出関連事業者等から構成される輸出戦略実行委員会において、取組状況の検証や取組方針の策定等を議論する。輸出戦略の「参謀」として、輸出戦略実行委員会の下に「企画戦略会議」を設置。

農林水産物等輸出促進全国協議会

司令塔

輸出戦略実行委員会

(平成26年6月創設)

構成: 品目別団体(コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、畜産物、林産物(木材)、水産物)、全国知事会、日本貿易会、JETRO、食品産業センター、全農、全中、関係省庁(農水、内閣官房、知財事務局、外務、財務、厚労、経産、国交、観光)

目的: 農林水産業の輸出力強化戦略に基づき、**オールジャパンでの輸出拡大に取り組む**

企画戦略会議

「国・地域別イベントカレンダー」の作成、プロモーションデザインの統一、リレー出荷・産地間連携の企画・検証などに取り組む。

品目部会

輸出商社等の専門家も含めた議論の場を設置し、品目毎の取組をPDCAサイクルにより検証。

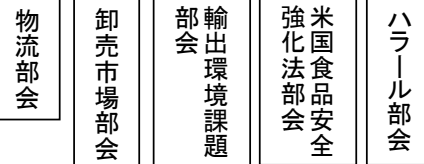


品目ごとの輸出団体

【ジャパン・ブランドの確立、産地間連携の推進 等】

テーマ別部会

品目横断的な主要テーマについて、輸出を促進／障害を除去するための方策を議論。



地方部会

戦略の地方への浸透。都道府県等が行っている輸出の取組との連携、調整。

農林水産省による支援

海外での市場調査、日本製品のPR、輸出環境課題の解決、国内検討会等を支援

国内

現地

輸出総合サポートプロジェクト

JETROによるビジネスサポート

本部(東京・大阪)
国内43貿易情報センター

海外事務所
55カ国、74事務所



原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

● 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き(規制を設けている国・地域数は事故後の54から35にまで減少)。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況 (平成28年10月11日時点)

規制措置の内容	国・地域数		国・地域名
規制措置を完全撤廃した国	19		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール
一部の都県を対象に輸入停止	10	7	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア
		3	(日本での出荷制限品目を停止)米国、フィリピン、レバノン
一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	18		インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア ※EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
自国での検査強化	7		パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モリシヤス、カタール

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

◇ 最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	イラク
〃	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール

◇ 最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年1月	EU ※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)
1、2、3、4、7、8、9、10月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目に変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
6月	ブルネイ	輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品)→検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUIに準拠した規制緩和を実施。

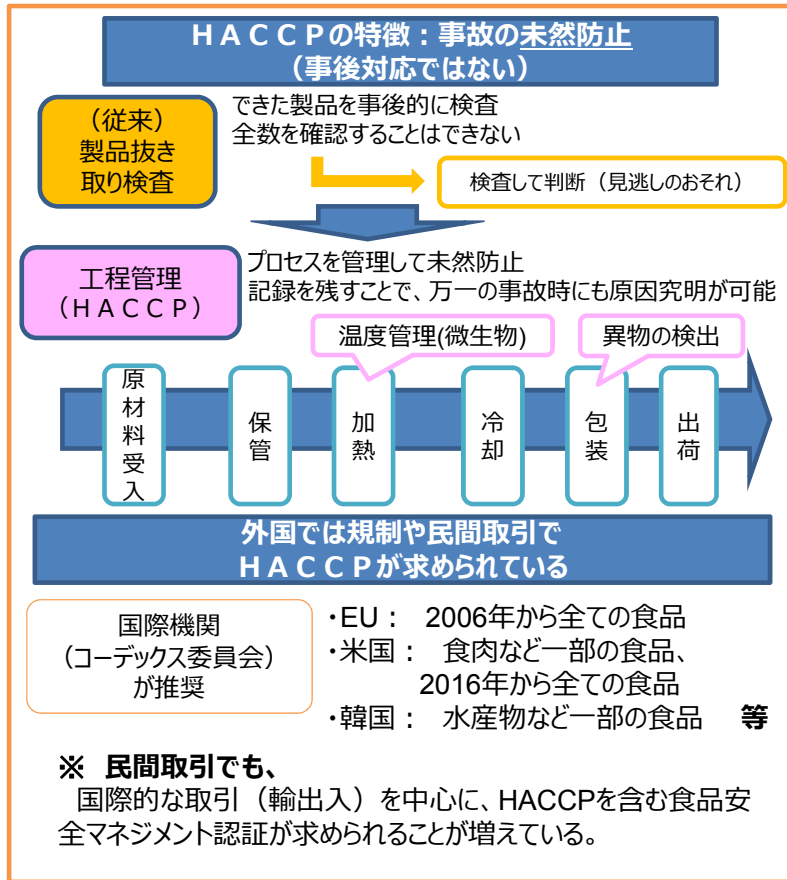
テーマ：強い農業（輸出振興） 食品の品質管理強化対策事業

平成28年11月12日

農林水産省
食料産業局

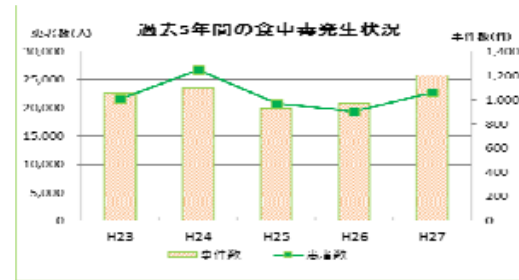
HACCP導入の必要性

- HACCP（危害要因分析・重要管理点）は、製造工程（プロセス）における危害要因を洗い出し、分析し、安全上重要なポイントを管理、記録する安全管理のシステム。被害を未然に防止でき、また、事故があった場合も原因を特定しやすくするもので、国際機関（コーデックス委員会）が採用を推奨しており、世界で導入が進み、各国の規制にも取り入れられつつある。
- 日本でも、食中毒件数が減少しておらず、重大な事故も発生しており、安全性の向上のためにHACCPを普及する必要がある。しかし、HACCP導入にはこれまでの考え方や方法を変えるコストがかかるため、個別事業者の判断に委ねるだけでは普及に限界。食品安全リスクを下げ、消費者全体の利益向上を図るため、国が普及を進めてきた。



個社にとっては、事故を起こすまで気づかないため、HACCP導入へのインセンティブが働きにくい

食中毒の件数は減少していない。



<過去の食中毒事例>

- ・H23.4 コツケ（O111） → 4名死亡
- ・H23.5 団子（O157） → 1名死亡
- ・H24.8 白菜浅漬け（O157） → 8名死亡
- ・H26.1 学校給食のパン（ノロウイルス） → 患者数1,271名

いずれもHACCP導入なし、原因は特定できず

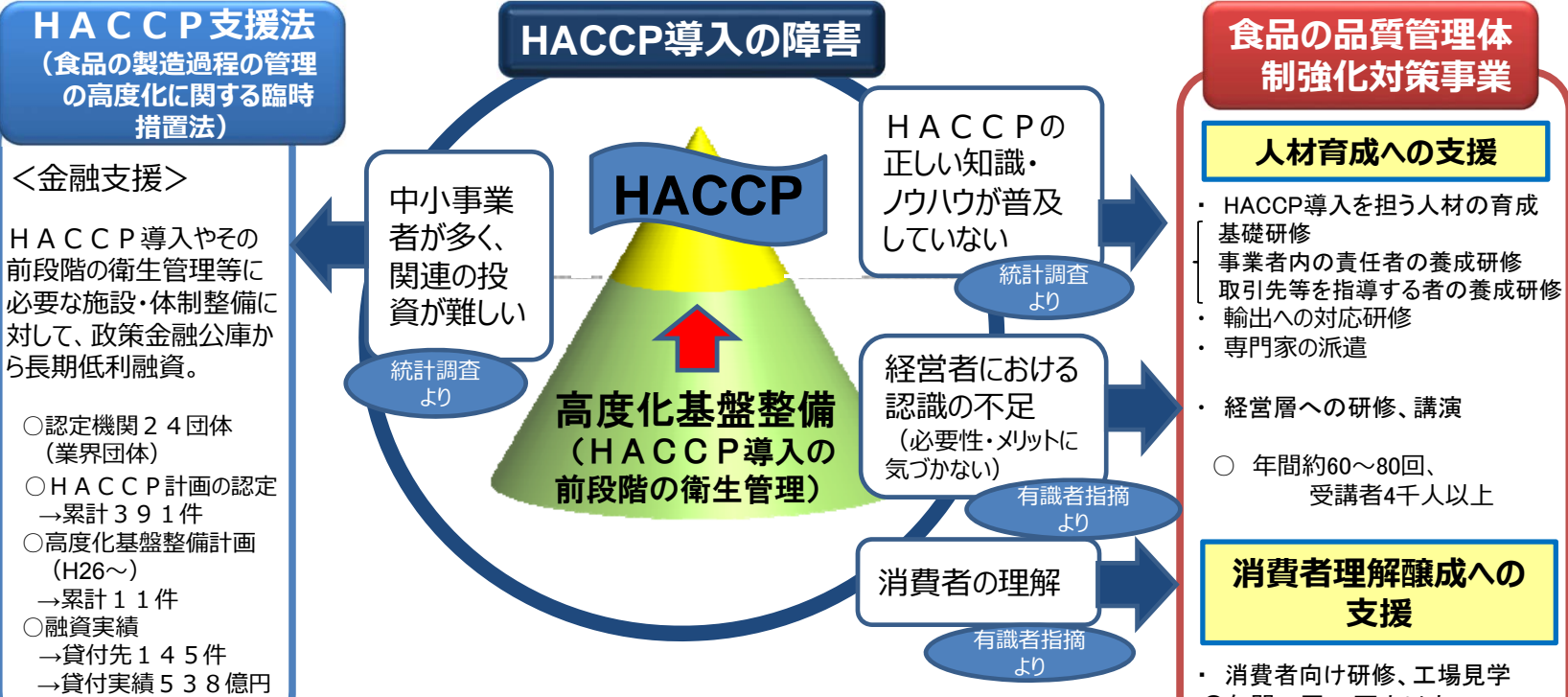
食品業界全体でHACCPに取り組むことで、食品の安全性を向上（食中毒を減少）する必要
= 消費者全体の利益

→ 国が普及を進めてきた

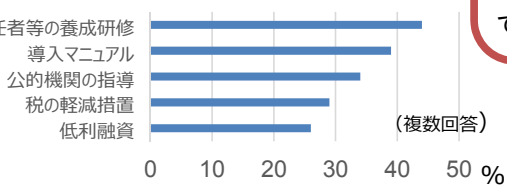
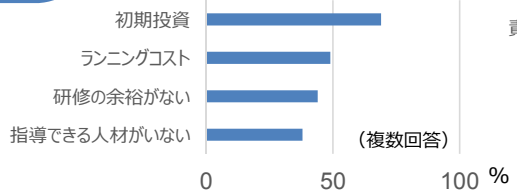
人材育成への投資をしにくい層を重点的に支援（中小事業者が多い産業構造であり、公的な後押しが必要）

これまでのHACCP普及促進の取組

●農林水産省では、「HACCP支援法」による施設・体制整備への支援と、知識の普及や人材育成を支援する「食品の品質管理体制強化対策事業」の二本柱で、HACCP導入を進めてきた。



HACCP導入への問題点 (H27統計調査) HACCP導入に役立つ支援 (H27統計調査)



(次ページへ)

事業の効果と工夫

- 研修の実施により、HACCPへの理解が深まっており、研修終了後に多くの企業がHACCPを導入。
- より効果的に実施できるよう、工夫を行っている。

○受講者へのアンケート結果

< 受講から数ヶ月後 >

・HACCPへの取組

HACCPを導入済

・・・H26：43%、H27：47%

導入を検討

・・・H26：43%、H27：34%

合計で**約8割**

< 消費者安全セミナー >

・セミナー、工場見学の内容に満足・・・**9割以上**

「衛生管理を確認し安心できた」「HACCPの取組を実際に見ることができた」「企業姿勢に好感を持てた」

○事業実施の工夫

事業における課題を整理し、翌年度に改善策を実施している。

- ・平成25年の法改正で、段階的な導入を推進していくこととし、平成25年度、26年度は基礎研修を多く実施。27年度は、より実践的に導入を促進するため、責任者養成研修と指導者養成研修に重点。
- ・平成28年度は、補助対象者間での研修内容のばらつきを抑え、より実践的な内容とするため、標準的な研修プログラムを示した上で公募。また、指導者派遣を廃止し、研修に重点化。

H28年に入ってからの変化

厚生労働省において、**HACCP義務化に向けた検討が開始。**

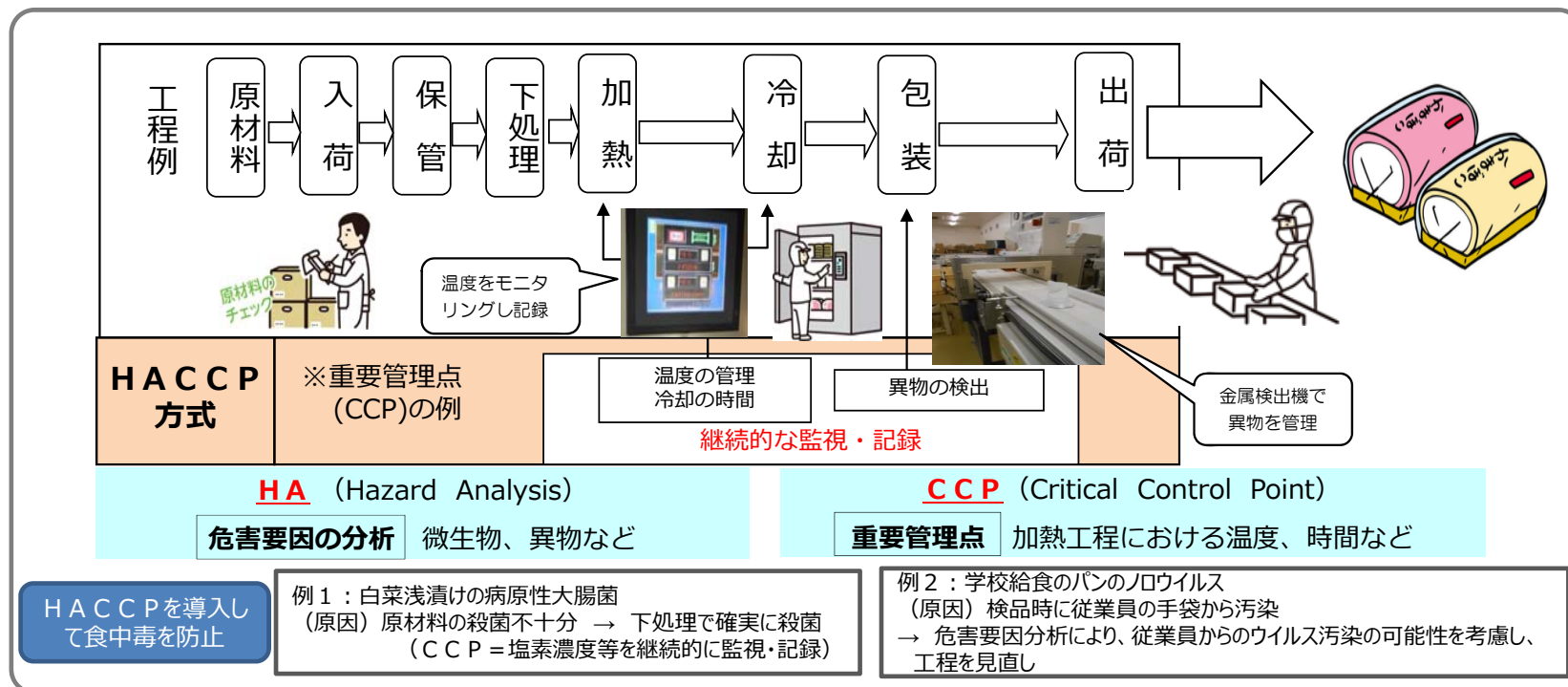
しかし、現状の導入率のままでは、円滑に制度を導入していくことができない

義務化に向けて、HACCPの普及を加速化する必要
(導入率を上げれば、義務化も円滑に)

義務化の検討状況を踏まえ、本事業の内容を精査する必要

HACCPとは

- 1 原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する「**工程管理システム**」
- 2 これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能



〈前提条件〉

一般的衛生管理

施設、設備、器具の保守管理、洗浄、殺菌、作業員の衛生管理 等



テーマ：強い農業（輸出振興）

日本発食品安全管理規格策定推進事業

平成28年11月12日

農林水産省
食料産業局

食品安全管理に関する標準化の対応①

- 食品安全マネジメント規格については、より多くの関係者が利用することによって、全体のコスト削減や流通の円滑化の効果が発揮される性格。多数の関係者が参加し易い仕組みをデザインすることが求められる。特定の企業や企業集団が、バイイングパワーで多数の関係者を囲い込むアプローチは、我が国の現状から見て非現実的。
- こうした観点から、我が国における食品安全マネジメント規格のあり方について、広く関係者が参集する場を設け、意見交換を繰り返して、日本発食品安全管理規格の策定と認証スキームの構築を構想、実施しているところ。食品安全マネジメント規格の策定等は、我が国の食品企業が効率的な企業活動を展開するためのソフトのインフラ（公共財）とも言える性質を備えているもの。民間の経済活動に委ねるのみでは、十分に供給されないため、政府の関与が必要とされている。

平成26年 5月～8月

食料産業における 国際標準戦略検討会

（農林水産省主催）

（8 食品事業者、
1 業界団体、
1 学識経験者で構成）

平成27年 1月～

食品安全マネジメント等 推進に向けた準備委員会

（有志の食品関係企業 4 5 社と
農林水産省との共同開催）

- 【検討内容】
- ① 必要となる規格・認証スキームの内容、人材育成の具体的方法、情報発信の内容と具体的方法の検討
 - ② 各種情報の収集、調整等

平成28年 1月

一般財団法人 食品安全マネジメント協会 設立

（Japan Food Safety Management Association
略称：JFSM）

理事長：西谷 徳治（弁護士） 理事12名

会員（平成28年10月3日現在）

法人会員（食品関係事業者）	36社
業界団体会員	2団体
賛助会員（食品関係事業者以外）	27社
個人会員	13名

食品安全管理に関する標準化の対応②

- 世界で食品の生産、加工、流通のグローバル化がますます進展。フードチェーンのどこかで安全上の問題が発生すると、国境を越えて影響が及ぶ。そのため、取引相手先の食品の安全管理の取組を確認する必要性が高まり、民間の第三者認証が発達。
- 食品安全管理の向上、監査コストの最適化を目指し、国際団体としてGFSIが設立。信頼できる認証の仕組みを承認しはじめた（2000年～）。欧米の規格中心にGFSI承認スキームが影響力を増している。
- 一方、消費者にも影響する「安全」と「標準化」の取組については、民間だけの取組には限界があり、GFSIも政府との協働が必要と主張。各国政府との対話も行っている。また、既にGFSIで承認されている規格・認証制度においても、多くのものが政府の関与の下に、策定、運用されている状況。

食品業界の安全管理をめぐる状況

- 1 食市場のグローバル化：フードチェーンを通じて、食品安全管理が実施されていることを確認する必要性が高まる。
- 2 食品の安全性への関心の高まり、社会の要求水準の高まり



課題

- 1 安全・品質に係る確認コストの増加
⇒ 標準化が必須。一方、小売、製造等業種をまたぎ、中小事業者を含めた多数の事業者が関係。
- 2 国際的な標準化には対応せざるを得ない。しかし、自国内での規格を持っている組織が存在しないと、国際的なルールメイキングへ参画できず、意見が言えない。

国際的な標準化の取組

GFSI (※)



ガイダンスドキュメント

承認

ガイダンスドキュメント
への適合性を審査

1. 組織への要求事項
(1) 食品安全マネジメント
(2) 適正製造規範(GMP)
(3) HACCP
2. 認証の仕組みへの要求事項
(認証の信頼性を高める仕組み)

目的：・食品安全リスクの低減 ・コストの最適化 ・能力向上 ・交流

1. と2. の両方を承認

※ 括弧内は本部のある場所

FSSC22000 (蘭)	CANADAGAP (加)
SQF (米)	GLOBALG.A.P. (独)
IFS (独)	GAA (米)
GRMS (デンマーク)	PrimusGFS (米)
BRC (英)	

1. のみ承認

China HACCP (中)

【参考】国の関与が確認できる承認スキーム

- FSSC22000** : 政府の関与があるDutch HACCPから派生、独立。
- SQF** : 元々は豪州西オーストラリア州農業省の規格。
- CANADAGAP** : 政府の支援を得て全国組織として設立、GFSI承認においても政府が関与。
- GAA** : 政府と連携して規格を開発・管理。
- China HACCP** : 中国当局が規格を策定するとともに、認証スキーム

※ GFSI ; Global Food Safety Initiative (世界食品安全の運営も行っている)。

2000年に、世界的に展開する食品事業者(世界70カ国、約400社)が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、自分達の求める規格・認証スキームの承認等を行う機関。

日本発食品安全管理規格の策定

日本の対応：日本は、食品に関しては輸出が少なかったこと等から認証の活用が少なく、国際的に通用する統一的な規格もなかった。近年、取引で認証取得を要求されることが増加しているため、日本の特性を踏まえているとは言い難い欧米で作成された規格を用いた認証の活用が増加。

日本でも、グローバル化の流れに対応し、国際的な競争力の向上、及び、国内の食品安全管理の標準化と向上を目指し、日本発の食品安全管理規格と認証の仕組みが必要。また、国際規格化を推進し、世界のルールメイキングに関与することが必要。

(食料産業の競争力強化に寄与し、国益として重要。国際戦略として推進。「日本再興戦略2016」、「輸出力強化戦略」等に位置づけ。)

日本発の食品安全管理規格をつくる意義

国内での効果

国内で、我が国の食品製造等の特性を踏まえて標準化された食品安全管理の規格を持つことで、

I 食品安全管理の標準化による監査コストの最適化

- 取引先監査等の効率化が図られる

II 取組やすい規格による認証ハードルの低減と安全管理レベルの向上

- 日本語で表現された国際的な規格による認証取得のハードルの低減（言語・背景の違いによるわかりにくさ等の解消）
- 業界全体の食品安全等対策レベル向上

各社の監査項目の共有化が有効



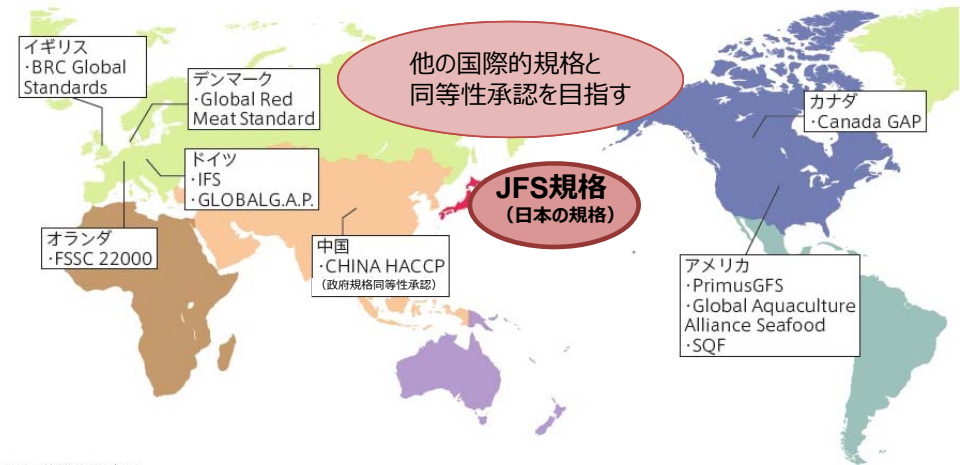
海外での効果

I 輸出のための相互承認・活用

- 国際的な認証スキームとの相互承認により、国際的取引での活用（納入・調達基準）

II 国際的な基準・規格（ルールメイキング）への取組の強化

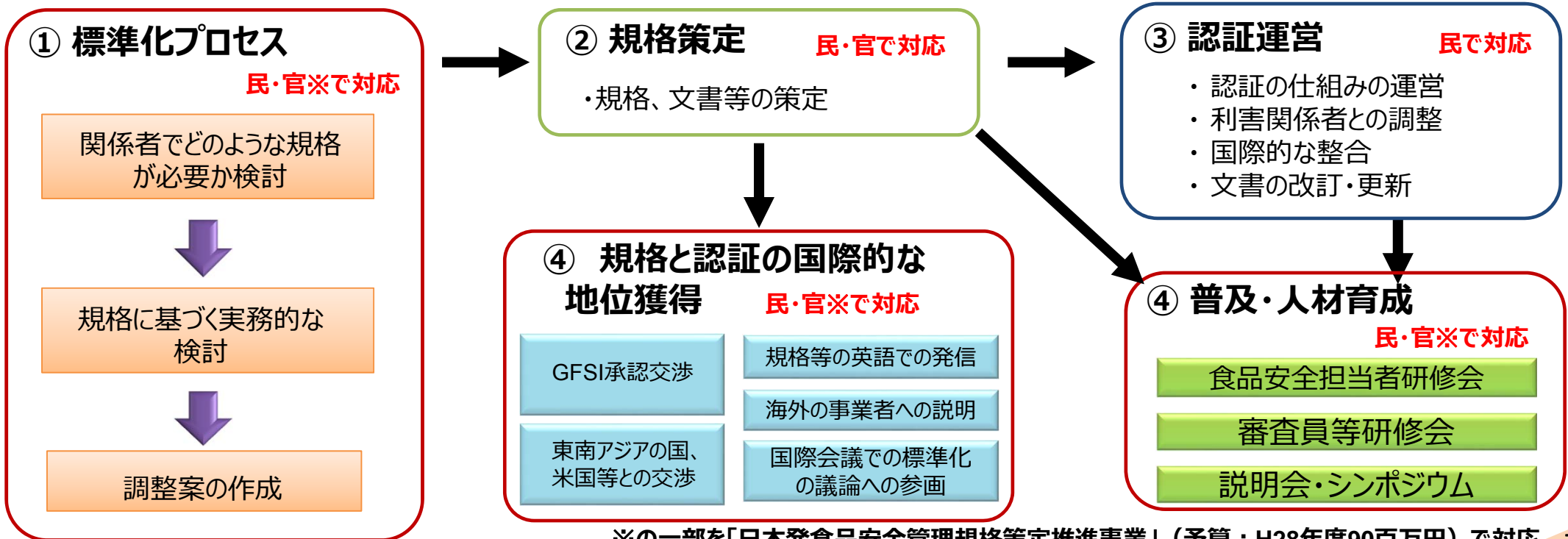
- 規格、スキームの策定、保持、ガイドラインの策定を自ら実施することで、国際的な標準化の議論（ルールメイキング）への参画を可能にし、国際的な基準・規格を戦略的に使うことができるとともに、対応を容易にできる。



出所：三菱総合研究所

具体的取組（基本的には民間で取組を進めていく形を選択）

- 食品安全マネジメント規格の策定とその認証制度の運用は、我が国の食品企業等の活動を円滑化するソフトのインフラ（公共財）的な性格を有し、適切な供給のためには政府の関与が必要とされるもの。
- 既にGFSIで承認されている規格・認証制度においても、多くのものが政府の関与の下に、策定、運用されている状況。
- 我が国発の食品安全マネジメント規格・認証が期待される機能を発揮するためには、①利害関係者が一堂に会し業界横断的な調整を行う場の設定・運営、②多くの関係者が合意できる規格の策定、③規格を用いた認証制度の的確な運営、④当該規格と認証制度の国際的な地位を獲得するための国際団体や外国政府との交渉、⑤当該規格・認証制度の普及や人材育成の取組が必須。
- 各国の事例を見ても、政府の働きかけが必要不可欠とされているところであるが、日本の本取組においては、極力民間企業の主体的な活動を促す方向で、政府の関与を限定的に事業を設計。



※の一部を「日本発食品安全管理規格策定推進事業」（予算：H28年度90百万円）で対応